

ご利用者さまへのお知らせ

～使用料返金手続き(還付申請)について～

【千里丘市民センター】

1、還付申請について

- ・ご利用者さまの都合にて、申請内容の変更(高い使用料から安い使用料に変更の場合)あるいは取消を還付期限までに行った場合、**使用料の半額**を返金いたします。
※申請内容の変更は申請書1枚につき、1回までとなります

2、還付期限について

- ・申請内容の変更あるいは取消による還付期限は、**施設利用日**から起算して**7日前**です。
7日前を過ぎると還付ができなくなりますので、ご注意ください。
(下図①参照)
- ・施設側の都合(暴風警報や特別警報などの発令時)にて、利用が中止された場合は、還付期限が過ぎても還付いたします。
※金額によっては手続きに数日いただく場合がございます。
※還付発生日から1カ月以内に申請いただきますようお願いいたします。
- ・還付期限日が休館日にあたる場合は、**休館日の前日**が還付期限となります。
※休館日が連続する場合は、**休館日初日の前日**となります。
(下図②参照)
- ・利用日を変更した場合は、変更前の利用日と変更後の利用日の**若い方の日付**から起算して**7日前**が還付期限となります。
(下図③④参照)

3、還付申請に必要な書類

- (1)使用許可書(お客様控え)
- (2)使用内容変更許可書(変更時)、使用取消届(取消時)
- (3)使用料還付申請書
- (4)印鑑(朱肉印以外は不可)

※(1)は変更、取消の際お持ち下さい。(2)～(3)の用紙は窓口にてお渡しいたします。
※還付申請を行う際は必ず**朱肉印**をご持参ください。
朱肉印が無い場合は**返金できません**ので、予めご了承ください。

還付期限例

<p>①通常の還付期限の場合</p> <p>還付期限 使用予定日 4/23(日) 4/30(日)</p>	<p>③変更前より、変更後の日付が前になる場合 ⇒変更後の日付が還付期限の基準になる</p> <p>還付期限日 変更後 変更前 使用予定日 使用予定日 4/23(日) 4/30(日) 5/30(火)</p>
<p>②還付期限最終日が休館日の場合 (4/23が休館日の場合) ⇒休館日の前日が還付期限最終日になる</p> <p>還付期限日 休館日 使用予定日 4/22(土) 4/23(日) 4/30(日)</p>	<p>④変更前より、変更後の日付が後になる場合 ⇒変更前の日付が還付期限の基準になる</p> <p>還付期限日 変更前 変更後 使用予定日 使用予定日 4/23(日) 4/30(日) 5/30(火)</p>